

#### (4) 個人事業税の減免等

##### ■ 対象者・減免の内容 など

身体障がい者が個人で事業を営む場合、事業税が減免または非課税になります。

事業の内容	減免の内容
視覚障がい者(両眼の矯正視力が0.06以下)が営むあんま、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復等の医業に類する事業	非課税
身体障がい者が営む事業で、前年の所得が310万円以下	税額の2分の1を減免

■ 問合せ先 行方県税事務所 tel 0299-72-0483 (直通)

#### (5) 一定の身体障害者用物品に対する消費税の非課税

身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け及び製作の請負並びに一定のものの修理が非課税とされています。

##### ■ 対象物品

義肢、車椅子、義眼、盲人安全つえ、点字器、人工喉頭、その他の物品で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものととなります。

■ 問合せ先 潮来税務署 tel 0299-66-6931 (代表)

#### (6) 信託受益権の贈与税の非課税

重度の障がいがある方が、特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受ける場合で、一定の要件を満たす場合には、信託財産の価額のうち6,000万円までの部分の金額について贈与税が課税されません。

■ 問合せ先 潮来税務署または信託銀行

#### (7) バリアフリーにかかる固定資産税の減免

自己負担額が50万円(消費税込み)を超えた改修工事で、工事完了から3か月以内に市役所へ申告すると減額できる場合があります。

■ 問合せ先 課税課資産税グループ tel 0299-90-1135 (直通) fax 0299-90-1256

#### (8) マル優 (少額預金等利子非課税) 制度

預金等の元本の合計額と公債の額面の合計額がそれぞれ350万円まで非課税制度の適用を受けられ、利子に対して税金がかかりません。

##### ■ 対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・障害基礎年金・障害厚生年金(障害年金を含む。)の受給者
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、(経過的)福祉手当の受給者
- ・その他各種法律における障害年金の受給者等

##### ■ 問合せ先

銀行などの金融機関(金融機関等に、非課税扱いを受けるための手続が必要です。)

#### (9) 自動車税・軽自動車税の減免

毎年納める種別割と取得したときに課される環境性能割が免除になります。

減免の対象となる自動車は、障がい者の方1人につき1台(軽自動車含む。)です。なお、障がいの程度以外にも要件がありますので、必ずお問い合わせください。

##### ■ 対象となる障がいの程度

- は障がいのある方本人、生計を一緒にする方又は常時介護する方が運転する場合に対象となります。
- は障がいのある方本人が運転する場合に限り対象となります。

身体障害者手帳						
障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	●	●	●	●		
聴覚		●	●			
平衡機能			●			
音声・言語 そしゃく機能 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)			●			
上肢機能	●	●				
下肢機能	●	●	●	○	○	○
体幹機能	●	●	●		○	
脳病変による	●	●				
上肢機能	●	●				
移動機能	●	●	●	●	●	●
心臓機能	●		●			
じん臓機能	●		●			
呼吸器機能	●		●			
ぼうこう・直腸機能	●		●			
小腸機能	●		●			
免疫機能	●	●	●			
肝臓機能	●	●	●			

※身体障害者手帳の場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく、障がい区分ごとの等級で判断されます。(例：総合等級2級の方で、内訳が上肢機能3級 心臓機能4級の場合は該当しません。)

療育手帳(判定が有効期限内のもの)										
判定が	◎またはA									
精神障害者保健福祉手帳(判定が有効期限内のもの)										
1級で次のいずれかに該当する方										
・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方										
・医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちの方										
・精神障がいの治療のため通院している方										
戦傷病者手帳										
障がいの区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚	●	●	●	●	●					
聴覚	●	●	●	●	●					
平衡機能	●	●	●	●	●					
音声・言語 そしゃく機能 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	●	●	●							
上肢機能	●	●	●	●						
下肢機能	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
体幹機能	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
心臓機能	●	●	●	●						
じん臓機能	●	●	●	●						
呼吸器機能	●	●	●	●						
ぼうこう・直腸機能	●	●	●	●						
小腸機能	●	●	●	●						

##### ■ 問合せ先

- ・行方県税事務所(自動車税の種別割)  
行方市麻生1700-6 行方合同庁舎1階 tel 0299-72-0482 (直通)
- ・水戸県税事務所自動車税分室(環境性能割)  
水戸市住吉町292-10 ナンバーセンター水戸2階 tel 029-247-1297 (代表)
- ・課税課市民税グループ(軽自動車税の種別割)  
tel 0299-90-1134 (直通) fax 0299-90-1256